

(参考)

「建設リサイクル推進施策検討小委員会」設置趣旨

天然資源が極めて少ない我が国が持続可能な発展を続けていくためには、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを充実させ、廃棄物などの循環資源が適正・有効に利用・処分される「循環型社会」を構築していくことが必要である。

中でも建設産業は、排出量、最終処分量ともに産業廃棄物全体の約2割を占めており、循環型社会を構築していく上で先導的な役割が求められている。このような中、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称：建設リサイクル法）」、「建設リサイクル推進計画2002」の策定等、建設リサイクルを推進するための各種施策がこれまで講じられてきたところである。

しかしながら、先日国土交通省より公表された「平成17年度建設副産物実態調査」の結果を見ると、建設廃棄物全体の再資源化等率は92.2%と平成14年度に比較すると上昇しているものの、一部の品目では依然として再資源化率が低く止まっている。また、建設発生土の有効利用率も極めて低い水準に止まっている。さらに、この10年間で建設廃棄物全体の最終処分量は約85%という大幅削減が実現している一方、排出量は約22%の削減に止まっており、循環型社会を実現する上で最優先とされる「発生抑制」の取り組みは十分とは言い難い状況にある。

一方、建設廃棄物の不法投棄は産業廃棄物全体の約9割を占めると言われており、依然として全国各地で深刻な問題である。

さらに、建設産業以外の産業から発生する廃棄物を原材料とした製品が多く流通してきている中、建設資材としての一層の利用拡大の要請が高まっている。

これらの状況を踏まえ、新たな建設リサイクル推進計画の策定を視野に入れ、建設リサイクルや建設副産物の適正処理等を推進するための方策を検討するため、「建設リサイクル推進施策検討小委員会」を設置するものである。